

## 県介護サービス提供体制整備促進事業費補助金

# 災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業の創設について

(内容)

災害イエローゾーンに所在する**老朽化等した広域型施設**の移転改築にかかる整備費の支援メニューを創設する。

### ◆補助対象施設

災害イエローゾーンに所在する**定員 30人以上**の広域型高齢者施設

特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、ケアハウス（※1）、介護付きホーム（※2）

※1: 特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。

※2: 有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。

※定員29人以下の介護施設については、従前より基金により整備の対象であることから、引き続き、移転建替等も補助対象

### ◆補助要件<対象となる地域>

災害イエローゾーンのうち、以下のいずれかに該当

1	土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域
2	浸水想定区域等	a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域 b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域 c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

### ◆対象事業

- ・原則、災害イエローゾーンから**災害イエローゾーン外への移転改築事業**を対象
- ・ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築（対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。）事業についても対象とすることができる。
  - ・災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。
  - ・対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
  - ・対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
  - ・現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。
  - ・当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。